(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県大町市社字宮ノ前三八〇、字宮本三八七、三八八の一、諏訪市大字上諏訪字南尾玉六九五九の三、字北尾玉七三二七、塩尻市大字宗賀字本山五一四七、五一七一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字西谷七〇八七、七一〇八、七一四〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西谷七〇八七・七一〇八・七一四〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡錦町大字西字済床一六七八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字済床一六七八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び錦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字古田一〇二三の一、一〇三〇の一から一〇三〇の三まで、字下村一一一五の一、一一三三の三一、一一三〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道北見市開成七八三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県江津市桜江町江尾五八八の一、五八九の二、五九〇、五九二、五九二の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月二十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町日原字樽澤五二四、五二九のイ（次の図に示す部分に限る。）、五二九のロ、五二九のハ、五二九のホ、棚澤字百地向六五六の一、六五九、あきる野市乙津字青木平九七八のイ、九七九の一、九八一、九八二、九八四から九八九まで、九九二のイ、九九二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字樽澤五二九のイ（次の図に示す部分に限る。）、五二九のハ、字百地向六五六の一・六五九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字青木平九七八のイ・九七九の一・九八二・九八四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、九八六、九八八・九八九・九九二のイ（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。